

(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)新旧対照表

改正後				改正前				
別紙				別紙				
単位: ppm				単位: ppm				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	<u>イソプロカルブ</u>	稲わら	1	農薬				
		稲発酵粗飼料	0.1					
	イミダクロプリド	稲わら	10		イミダクロプリド		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3				稲発酵粗飼料	3
	<u>エチプロール</u>	稲わら	3					
		粃米	1					
	[略]							
	クロチアニジン	稲わら	2		クロチアニジン		稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1				稲発酵粗飼料	1
	<u>クロラントラニプロール</u>	稲わら	0.1					
		稲わら	5					
	<u>ジノテフラン</u>	稲わら	5					
		稲発酵粗飼料	5					
	[略]							
	チアメトキサム	稲わら	0.2		チアメトキサム		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1				稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3					
	テブフェノジド	稲わら	20		テブフェノジド		稲わら	20
		稲発酵粗飼料	10				稲発酵粗飼料	10
	<u>トリクロルホン</u>	稲わら	2					
粃米		2						
フィプロニル	稲わら	0.2	フィプロニル		稲わら	0.2		
	稲発酵粗飼料	0.1			稲発酵粗飼料	0.1		
<u>フェノブカルブ</u>	稲わら	5						
	稲発酵粗飼料	5						
	粃米	3						
[略]								
ブプロフェジン	稲わら	25	ブプロフェジン		稲わら	25		
	稲発酵粗飼料	15			稲発酵粗飼料	15		

[略]	アゾキシストロビン	稲わら	5	アゾキシストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2			
<u>イソプロチオラン</u>		稲わら	40			
		稲発酵粗飼料	20			
		粃米	15			
エディフェンホス		稲わら	10	エディフェンホス	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1		稲発酵粗飼料	1
<u>オキシリニック酸</u>		稲わら	10			
		稲発酵粗飼料	0.1			
[略]						
カルベンダジム、チオファネート、	稲わら	0.3	カルベンダジム、チオファネート、	稲わら	0.3	
チオファネートメチル及びベノミ	稲発酵粗飼料	0.1	チオファネートメチル及びベノミ	稲発酵粗飼料	0.1	
ル	粃米	10	ル			
<u>ヒドロキシイソキサゾール</u>	稲わら	1				
	粃米	0.5				
<u>ピロキロン</u>	稲わら	3				
	稲発酵粗飼料	0.5				
<u>フェリムゾン</u>	稲わら	2				
	粃米	5				
フサライド	稲わら	130	フサライド	稲わら	130	
<u>フラメトピル</u>	稲わら	5				
	粃米	1				
[略]						
フルトラニル	稲わら	20	フルトラニル	稲わら	20	
	稲発酵粗飼料	5		稲発酵粗飼料	5	
	粃米	5				
プロクロラズ	稲わら	0.2	プロクロラズ	稲わら	0.2	
	稲発酵粗飼料	0.1		稲発酵粗飼料	0.1	
<u>プロベナゾール</u>	稲わら	3				
	粃米	0.3				
メタラキシル	稲わら	0.5	メタラキシル	稲わら	0.5	
	稲発酵粗飼料	0.2		稲発酵粗飼料	0.2	
<u>メプロニル</u>	稲わら	25				
[略]						

	ジクワット <u>シハロホップブチル</u>	稲わら <u>稲わら</u> <u>稲発酵粗飼料</u> <u>粃米</u>	0.05 <u>2</u> <u>0.1</u> <u>2</u>
	[略] ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	<u>ベンスルフロンメチル</u>	稲わら <u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.1</u> <u>0.05</u>
	ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
	<u>ベンチオカーブ</u>	稲わら	<u>0.1</u>
	<u>ペンディメタリン</u>	稲わら	<u>0.02</u>
	<u>モリネート</u>	稲わら	<u>0.3</u>
重金属等	[略] カドミウム	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	<u>1</u> <u>3</u>
	水銀	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	0.4 <u>1</u>
	[略]		
[略]			

注：1～5. [略]

6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）にテブフェノジドを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。

	ジクワット	稲わら	0.05
	ハロスルフロンメチル	稲わら 稲発酵粗飼料	0.2 0.1
	ベンタゾン	稲わら 稲発酵粗飼料	0.3 0.1
重金属等	[略] カドミウム	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	<u>1.0</u> <u>2.5</u>
	水銀	配合飼料、乾牧草等 魚粉、肉粉、肉骨粉	0.4 <u>1.0</u>
	[略]		
[略]			

注：1～5. [略]

6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）にイミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。